

高甫地域公民館 使用のてびき ～地域公民館を気持ちよく使用するために～

「高甫地域公民館」は須坂市の社会教育施設です。地域の社会教育活動をする団体や地域の公共団体等が学びの場所として使用できます。

この「使用のてびき」をよくお読みいただき、使用する団体・サークルの皆さん全員が理解し、使用していただくようお願いいたします。

1. 使用の申し込みについて

- (1) 使用したい団体は、年度ごとに「須坂市地域公民館使用許可申請書」を提出、または電子申請から団体登録を行ってください。許可を受けてから申し込みが可能となります。
- (2) 申し込み受付は、紙・電話による申し込みに加え、パソコンやスマートフォンから「須坂市公共施設予約システム(以下、「施設予約システム」という)」で2か月後の月の末日まで予約ができます。ただし、施設予約システムの申し込みは仮予約なので、予約が確定したら使用することができます。

なお、申し込みは受付順ですが、公民館主催事業が最優先となります。使用したい日時が他団体等と重なった場合は、早い時間の申し込みの方が優先となります。

- (3) 使用可能時間は、準備、片付けを含めて午前9時～午後10時までです。また、12月29日から1月3日までは休館となりますので、申し込みの受付はできません。
- (4) 本予約後、部屋を使用しなくなった場合は、必ず、キャンセルの連絡をお願いします。仮予約の場合は、施設予約システムから取り消しを行ってください。
- (5) **注意** 紙・電話による申し込みの方へ: 今までの紙台帳は廃止します。3月5日以降の申し込みは、職員又は申込者が施設予約システムに直接入力しますので、必ず、利用者ID(登録番号)が必要となります。(A5 判「施設利用受付票」への記入をお願いします。)

2. 鍵の取り扱いについて(平日の午後5時15分以降と、土日、祝日等)

- (1) 2024 年3月5日から玄関出入り口は「スマートロックシステム」となり、暗証番号(6桁)を入力し解錠します。事前に鍵を借りる必要がなくなりました。
- (2) 紙による申し込みの方には、申し込み登録後に暗証番号(6桁)の紙をお渡しします。
- (3) パソコンやスマートフォンから申し込みの方には、予約が確定すると予約者(登録者)にメールが届き暗証番号(6桁)をお知らせします。
- (4) 予約時間の前後 30 分は、スマートロック(玄関)の解錠が可能です。
- (5) 平日の午後 5 時15分以降と土日・祝祭日等は、解錠後30分間経過しますと、「オートロック機能」により、施錠されます。(防犯対策上、玄関のドアは閉めてください。)
- (6) **注意** 特にインターネットを利用して申し込む団体の方へ
・連休等に使用したい時は、早めに申し込みを行い、暗証番号が届いていることを確

認してください。

・平日の当日予約をされる方は、必ず地域公民館にご相談ください。

3. 使用にあたって

- (1) 申し込み以外の部屋には入らないようにしてください。
- (2) 高甫地域公民館内は、全館禁煙です。喫煙は屋外の指定場所をお願いします。
- (3) 飲食や調理実習をされた場合、飲食の残り物、茶殻、空きびん・空き缶など、使用した際に出たゴミは全てお持ち帰りください。
- (4) 飲食に使用した食器類は、確実に洗浄し布巾で拭いて所定の場所に戻してください。
- (5) 施設及び備品等の汚損・破損した場合は、必ず申し出てください。修繕料等を実費負担していただく場合があります。
- (6) 使用後は必ず清掃(掃除機をかける等)をしてください。掃除器具は「1階の実習室西側掃除ロッカー内」、「2階の押し入れ」にそれぞれあります。
また、机・イス等を所定の場所へ戻してください。
特に、アルコールを伴う飲食があった場合には、お湯ぶきで丁寧に机を拭いてください。
- (7) 冬季で休日が続く時にストーブを使った後は灯油を補給してください。
灯油は「1階の実習室西側のポリタンク内」にあります。
- (8) 冬季に実習室の「湯沸かし器」を使用した際は、凍結防止のため「湯沸し器の水抜き」(排水)を必ずお願いします。
- (9) 夏季の冷房(エアコン)使用、冬季の暖房(ファンヒーター等)使用の際は、設定温度を守り節約に心がけてください。
- (10) 冷暖房の使用料について
・1台当たり 1時間につき 100円です。1時間未満の端数があるときは切り上げるものとし増徴します。
・高甫地域公民館が発行する納付書により納入してください。
・使用料の減免措置(須坂市公民館条例 11 条、同規則第8条)
市が自ら使用するとき、使用者が市と共催して使用するときには減免措置があります。
※減免申請書の提出により減免となる団体等 (詳しくは職員へ)
民生児童委員協議会、社会福祉協議会、消防団、保健補導員会、児童青少年健全育成連絡協議会、区長会、公民分館長会、地域づくり推進委員会、など
- (11) AEDが1階階段入口に設置してあります。消防署(119)へ通報するとともに適切に使用してください。

4. 使用できない場合

- (1) 営利を目的として行う内容と認められるとき。
- (2) 興業を目的とした内容と認められるとき。
- (3) 飲酒・飲食のみを目的とした内容と認められるとき。

- (4) 職業的な指導者による定期的、断続的使用と認められるとき。
- (5) 政党、宗教団体、企業(営利団体)が社会教育的事業以外での目的で使用すると認められるとき。
- (6) 労働団体・労働組合が社会教育的事業以外での目的で使用すると認められるとき。
- (7) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

5. 諸注意 (平日の午後5時15分以降と、土日、祝日の時)

- (1) 火災報知器が作動し非常ベルが鳴った場合は、ただちに館内を点検し、消防署(119)へ通報するとともに、生涯学習センター(026-245-1598)へ連絡願います。
- (2) 危険のない範囲で初期消火に努めましょう。
消火器の設置場所は、1階廊下(図書室入口)、1階実習室内、及び2階ホールにあります。
非常口は、1階実習室西側と2階のステージに向かって左側です。
- (3) ガスレンジ及び湯沸し器の使用について
 - ・ガスレンジや湯沸し器を使用するときは、器具の元栓を開けて使用してください。
(外の元栓は絶対に開閉しないでください。ガスが使用できなくなる場合があります。)
 - ・火災予防のため、ガス台を使用するときはその場所を離れないでください。
 - ・ガスレンジや湯沸かし器の元栓は、使用後は必ず閉めてください。

6. 使用責任者は、最終確認をして最後に退出

- (1) 窓の施錠、ファンヒーターやエアコンのスイッチを切る、電灯を消す、カーテンを開ける(2階)などの点検をしてください。
なお、ファンヒーターはファンが止まってからコンセントを抜いてください。
- (2) 使用後は、「高甫地域公民館使用報告書」に記入漏れのないよう記入し、職員に手渡し(手交)するか、事務室入口の「状差し内」へ提出ください。
(特に人数の記入漏れに注意してください。)

7. その他

- (1) 以上の事項が守れない団体には、使用を制限させていただく場合があります。
- (2) 各団体への連絡は、「須坂市地域公民館使用許可申請書」に記載された使用責任者又は、担当者の方へ連絡します。年度の途中で使用責任者等が変更になった場合は、必ず連絡をしてください。
- (3) 体調のすぐれない時は、使用をお控えください。
- (4) 施設入口での検温、消毒は任意でお願いします。

8. 連絡先 高甫地域公民館Tel026-248-1925、生涯学習センターTel026-245-1598